

香川県病院局組織規程をここに公布する。

平成19年4月1日

香川県病院事業管理者 平 川 方 久

香川県病院局管理規程第5号

香川県病院局組織規程

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 本庁（第4条－第7条）

第3章 病院等（第8条－第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、病院局（以下「局」という。）の組織及びその所掌事務について必要な事項を定めるものとする。

（課の設置）

第2条 局に、県立病院課（次章において「課」という。）を置く。

（職の設置）

第3条 局に、次に掲げる職を置き、職員をもってこれに充てる。

本庁

（1）局長

（2）課長

（3）副課長

（4）主幹

（5）課長補佐

（6）副主幹

- (7) 主任
- (8) 主任主事
- (9) 主任技師
- (10) 主事
- (11) 技師

病院等（県立病院（以下「病院」という。））、香川県立がん検診センター（以下「がん検診センター」という。）及び香川県立白鳥病院附属津田診療所（以下「津田診療所」という。）をいう。以下同じ。）

- (1) 院長
- (2) 所長
- (3) 副院長
- (4) 事務局長
- (5) 看護部長
- (6) 事務局次長
- (7) 中央検査部長
- (8) 主任部長
- (9) 部長
- (10) 薬剤部長
- (11) 主幹
- (12) 副薬剤部長
- (13) 副看護部長
- (14) 事務長
- (15) 課長
- (16) 医長
- (17) 技師長

- (18) 看護師長
- (19) 副主幹
- (20) 看護主任
- (21) 主任
- (22) 主席主事
- (23) 主席技師
- (24) 主任主事
- (25) 主任技師
- (26) 主事
- (27) 技師

第2章 本庁

(所掌事務)

第4条 課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 予算及び決算に関すること。
- (2) 会計に関すること。
- (3) 職員の身分、服務及び給与に関すること。
- (4) 公印の保管に関すること。
- (5) 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- (6) 管理規程等の制定及び改廃に関すること。
- (7) 資産の取得、管理及び処分に関すること。
- (8) 労働協約に関すること。
- (9) 病院等の管理及び運営に関すること。

(職員)

第5条 局に、局長を置く。

- 2 課に、課長を置く。
- 3 課に、副課長、主幹、課長補佐、副主幹、主任及びその他の職員を置くことができる。
- 4 前3項の職（その他の職員を除く。）には、それぞれ当該組織上の名称を付するものとする。

(職務)

第6条 局長は、病院事業管理者の命を受けて、局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

- 2 課長は、上司の命を受けて、課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- 3 副課長は、上司の命を受けて、課の事務の総合調整を行い、課長を補佐する。
- 4 課長補佐は、上司の命を受けて、その所掌する事務を掌理し、課長を補佐する。
- 5 主幹、副主幹及び主任は、上司の命を受けて、特定の事務を処理する。
- 6 その他の職員は、上司の命を受けて、業務に従事する。
- 7 職員は、病院事業管理者が命ずる場合には、前各項の規定にかかわらず、特定の事務を処理する。

(グループ)

第7条 課の事務を効率的に処理するため、課に、グループを置くことができる。

- 2 グループに、グループリーダーを置き、課長補佐の職にある者をもって充てる。ただし、特に必要があるときは、副主幹その他の職にある者をもって充てることができる。
- 3 グループリーダーは、上司の命を受けて、そのグループの事務を掌理し、特定の事務を処理する。
- 4 課の事務の総合調整のため特に必要があるときは、グループリーダーのうちから総括を指定することができる。

第3章 病院等

(組織)

第8条 病院等（津田診療所を除く。）に、次の表に掲げる局、センター、部及び科を置く。

香川県立中央病院	事務局 救命救急センター 診療部 中央検査部 薬剤部 看護部
香川県立丸亀病院	事務局 診療科 薬剤部 看護部
香川県立白鳥病院	事務局 診療科 薬剤部 看護部
香川県立がん検診センター	事務局 検診科 診療科 放射線科 検査科 看護部

2 診療部に、科を置く。

(事務局)

第9条 事務局においては、救命救急センター、診療部、診療科、中央検査部、検診科、放射線科、検査科、薬剤部及び看護部の所管に属しない事務をつかさどる。

(救命救急センター)

第10条 救命救急センターにおいては、救急医療に関することをつかさどる。

(診療部及び診療科)

第11条 診療部及び診療科においては、診療に関することをつかさどる。

(中央検査部及び検査科)

第12条 中央検査部及び検査科においては、検査業務に関することをつかさどる。

(検診科)

第13条 検診科においては、検診に関することをつかさどる。

(放射線科)

第14条 放射線科においては、放射線業務に関することをつかさどる。

(薬剤部)

第15条 薬剤部においては、調剤及び製剤に関することをつかさどる。

(看護部)

第16条 看護部においては、看護に関することをつかさどる。

(事務局の分課)

第17条 事務局（がん検診センターの事務局を除く。以下この条において同じ。）に、庶務課、業務課及び医事課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。ただし、香川県立丸亀病院及び香川県立白鳥病院には、医事課を置かないことがある。この場合における医事課の分掌事務は、庶務課の分掌事務とする。

庶務課

(1) 予算及び決算に関すること。

- (2) 会計事務（他の課に属するものを除く。）に関する事。
- (3) 職員の身分、服務及び給与に関する事。
- (4) 職員の福利厚生及び健康管理に関する事。
- (5) 公印の保管に関する事。
- (6) 文書の收受、發送、編集及び保存に関する事。
- (7) 法令による申請、報告及び諸届けに関する事。
- (8) 広報、統計及び諸調査に関する事。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、事務局の事務で他の課に属さない事。

業務課

- (1) 病院の管理及び取締りに関する事。
- (2) 契約に関する事。
- (3) 資産（現金及び未収金を除く。）の取得、管理及び処分に関する事。
- (4) 物品の調達、検収、出納及び保管に関する事。
- (5) 不用物品の処分に関する事。
- (6) 熱管理及び給食に関する事。
- (7) 患者の取扱いに関する事。

医事課

- (1) 患者の受付及び窓口収入に関する事。
- (2) 診療収入及びこれに付随する収入の調定及び請求に関する事。
- (3) 患者の入退院事務に関する事。
- (4) 社会保険に関する事。
- (5) 未収金の整理及び督促に関する事。
- (6) 医療社会事業に関する事。

(病院の職員)

第18条 病院に、院長を置く。

- 2 病院の事務局に、事務局長を置く。
- 3 救命救急センター、診療部の各科及び診療科に、主任部長を置くことができる。
- 4 中央検査部に、中央検査部長を置き、主任部長を置くことができる。
- 5 病院の薬剤部に、薬剤部長を置く。
- 6 病院の看護部に、看護部長を置く。
- 7 病院の事務局の課に、課長を置く。
- 8 前各項に定めるもののほか、病院に副院長を、病院の事務局に事務局次長、主幹、技師長、副主幹、主任及びその他の職員を、救命救急センター、診療部の各科、病院の診療科及び中央検査部に部長、主幹、医長、技師長、副主幹、主任及びその他の職員を、病院の薬剤部に副薬剤部長、副主幹、主任及びその他の職員を、病院の看護部に副看護部長、看護師長、看護主任、主任及びその他の職員を置くことができる。
- 9 前各項の職（その他の職員を除く。）には、それぞれ当該病院の名称を付するものとする。
(がん検診センターの職員)

第19条 がん検診センターに、所長を置く。

- 2 がん検診センターの事務局に、事務局長を置く。
- 3 がん検診センターの看護部に、看護部長を置く。
- 4 前3項に定めるもののほか、がん検診センターの事務局に事務局次長、副主幹、主任及びその他の職員を、がん検診センターの検診科及び診療科に主任部長、部長、医長及びその他の職員を、がん検診センターの放射線科及び検査科に部長、医長、技師長、副主幹、主任及びその他の職員を、がん検診センターの看護部に看護師長、看護主任、主任及びその他の職員を置くことができる。
- 5 前各項の職（その他の職員を除く。）には、それぞれがん検診センターの名称を付するものとする。
(津田診療所の職員)

第20条 津田診療所に、所長を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、津田診療所に、事務長、看護師長、副主幹、看護主任、主任及びその他の職員を置くことができる。
- 3 前2項の職（その他の職員を除く。）には、それぞれ津田診療所の名称を付するものとする。
(職務)

第21条 院長及び所長は、上司の命を受けて、病院等の業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

2 副院長は、診療業務について院長を補佐する。

3 事務局長は、上司の命を受けて、事務局に属する業務を掌理し、病院等の経営の全般にわたり院長又は所長を補佐する。

4 事務局次長は、事務局長を補佐する。

5 事務長は、上司の命を受けて、津田診療所に属する業務を掌理し、津田診療所の経営の全般にわたり所長を補佐する。

6 課長は、上司の命を受けて、その所管する課に属する業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

7 中央検査部長は、上司の命を受けて、中央検査部に属する業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

8 主任部長（中央検査部に置かれるものを除く。）は、上司の命を受けて、救命救急センター、診療部の科、診療科又は検診科に属する業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

9 中央検査部に置かれる主任部長は、上司の命を受けて、病理検査業務を掌理し、当該業務を担当する職員を指揮監督する。

10 部長及び医長は、上司の命を受けて、特定の診療業務又は検査業務を処理する。

11 薬剤部長は、上司の命を受けて、薬剤部に属する業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

12 副薬剤部長は、薬剤部長を補佐する。

13 看護部長は、上司の命を受けて、看護部に属する業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

14 副看護部長は、看護部長を補佐する。

15 看護師長及び看護主任は、上司の命を受けて、看護業務を処理する。

16 技師長は、上司の命を受けて、担任する業務を掌理し、当該業務を担当する職員を指揮監督する。

17 主幹は、上司の命を受けて、特定の業務を処理する。

18 副主幹及び主任は、上司の命を受けて、業務を処理する。

19 その他の職員は、上司の命を受けて、業務に従事する。

（雑則）

第22条 この規程に定めるもののほか、病院等の業務について必要な事項は、院長又は所長が、病院事業管理者の承認を得て定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。